

令和4年 第3回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和4年3月25日(金)

令和4年 第3回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和4年3月25日(金)	開催場所	上里町役場 大会議室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分	
議長	伊藤 裕	議事参与者	細井 登委員、岩田 保委員	
出席した事務局職員	事務局長：山下容二 事務局次長：関口 博之 産業観光係主査：山田貴志 主任：長谷川美雪	書記	事務局主任 長谷川美雪	

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	○
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	○
3	坂本 茂	○	—	生方 積	×
4	藤島 廣二	○	—	間々田 秀造	○
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	○
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	○
11	杉山 登	○	—	菊地 宏利	○
12	塚本 房雄	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>事務局長</p>	<p>ただいまの出席は農業委員14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号6番 戸谷 活夫 委員 議席番号7番 蓮 博政 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第5号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。今月は案件が2件でございます。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 福岡県〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 、譲受人の居住地から280mの距離にあります。農業振興地域内の青地の農地です。地目は畑、面積は600㎡、権利内容は所有権移転の贈与です。譲受人に関する事項ですが耕作面積は17,590㎡、貸付地、不耕作地はありません。従農者数は3人、農地法3条第2項の要件は満たしています。譲受人は85歳の専業農家です。農家である兄弟に農地を贈与したく申請となりました。</p> <p>2番ですが、譲受人は上里町大字〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇氏、譲渡人は上里町大字〇〇〇〇の〇〇〇〇氏です。土地の所在地は大字〇〇〇字〇〇〇の〇 外1筆、 譲受人の居住地から200mにあり、農業振興地域外の白地です。面積は2筆合わせて237㎡、権利内容は所有権移転の売買です。譲受人に関する事項についてですが、耕作面積は7,999㎡、すべて自作です。貸付地、不耕作地はありません。従農者</p>

		<p>数は3名、トラクター2台、耕運機2台、コンバイン1台等所有しています。譲受人は73歳の専業農家です。以前より管理している兄弟所有の農地を買い受け、経営規模を維持するため申請となりました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました、2番の案件につきましては、細井登委員が議事の対象者であることから審議に加わることはできませんので、1番の案件について担当地区の委員より現場確認の報告をお願いします。</p>
	金井てる子委員	<p>1番について 問題ありません。</p>
	議 長	<p>質疑のある方は、順次発言をお願いします。</p>
	議 長	<p>質疑がないようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	議 長	<p>挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。</p>
	議 長	<p>続きまして、2番の審議に入りますが、細井登委員におかれましては、本人が議事の対象者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席をお願いします。</p>
	議 長	<p style="text-align: center;">《細井委員退席》</p> <p>それでは2番の案件につきまして、担当地区の委員より現場確認の報告をお願いします。</p>

<p>日程第3 議案第6号 農地法第4条の規定による 許可申請について</p>	<p>蓮 博政委員</p>	<p>2番について 問題ありません。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑のある方は、順次発言をお願いします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>～挙手全員～</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。 事務局に申し上げます。細井登委員の復席をお願いします。</p> <p>《細井登委員復席》</p>
	<p>議 長</p>	<p>日程第3 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>農地法第4条の説明をさせていただきます。今月は1件になります。 申請者は上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積6 43㎡です。申請地の地目は田、転用目的は共同住宅1棟、申請者の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は 農業振興地域外の第3種農地とみられます。用途地域になります。宅地に接続しています。申請地は住宅に 囲まれ、商業施設や医療施設も近く、借家の需要が見込まれるため申請するものです。</p>

議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、1番の案件について担当地区の委員より現場確認の報告をお願いします。
松村 稔 委員	1番について 問題ありません。1点教えていただきたい。ここは以前マルエドラッグがあったが、第3種農地は農地のままで店舗など建物が建てられるのですか。
事務局	農地区分は第1種から第3種まであり1種は厳しい。3種は比較的緩くなっています。しかし種別に関わらず農地転用が必要です。もともとマルエドラッグの場所も農地でした。20年前に薬局を作りたいという事で農地転用を行いました。その際に地目を変えていけば宅地化されますので、今回の農地転用は必要ありませんでしたが、賃貸借20年と言う契約だったため、一度農地に戻したのかもしれませんが。今回は1度農地に戻したので、今回アパートの申請ですので再度農地転用をいただいたという事になりました。
議長	農地から宅地にしないで、このままの状態では建築違反にならないのか。
事務局	本来のルールで言えば農地には、建物は建てられません。農地転用の許可書があれば建物を建てられます。その後、建物を建てて地目を変更するのが通常の流れなんですけど、今回賃借権であったので地目を変えなくても認められます。
議長	固定資産税なんかはどうかの
議長	固定資産税は現況課税になります。地目が田であろうと、建物が建っていれば宅地課税になります。
議長	質疑のある方は、順次発言をお願いします。
議長	質疑がないようなので、採決したいと思いますけど、ご異議ございませんか。

<p>日程第4 議案第7号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>～挙手全員～</p> <p>挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p> <p>日程第4 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から6番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の議案の説明をさせていただきます。</p> <p>今月は案件が通常転用5件、一時転用1件の合計6件でございます。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外2筆 233.09㎡、地目は田と畑です。権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅です。借入人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在、妻と借家暮らしをしておりますが、今後の生活を考慮し、この度の申請地に自己用住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△の△ (代)〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積454㎡です。申請地の地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売住宅3棟、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は住宅に囲まれ、商業施設、医療施設、公共施設にも近く、住宅需要が見込まれるため申請するものです。</p> <p>3番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△の△ (株)〇〇 〇〇 (代)〇〇 〇〇氏、譲渡人 東京都〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積550㎡です。申請地の地目は田、権利内容は売買による所有権移転。宅地分譲2区画。借入人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地で、宅地に接続しています。3種農地のみ宅地分譲が認められております。申請地は住宅に囲まれ、商業施設、医療施設、公共施設も近く、住宅需要が見込まれることから申請するものです。</p>
---	------------------------------------	--

	<p>議 長</p> <p>尾崎 保幸委員</p> <p>間々田秀造委員</p>	<p>4番ですが、譲受人 高崎市〇〇△△△の△(株)〇〇〇〇 (代)〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積371.61㎡です。隣接する宅地と併せて483.11㎡です。申請地の地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売住宅2棟、譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は住宅に囲まれ、公共施設にも近く、利便性や生活環境など住宅需要が見込まれるため申請するものです。</p> <p>5番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△の△(株)〇〇〇〇 (代)〇〇 〇〇氏、譲渡人 東京都〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 面積93㎡です。東側の宅地1筆と併せて379.14㎡になります。申請地の地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は店舗です。コインランドリーということです。譲受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は住宅に囲まれ、公共施設にも近く、利便性や生活環境など住宅需要が見込まれるため申請するものです。</p> <p>6番ですが、譲受人 群馬県〇〇△の△の△ 〇〇〇〇(株) (代)〇〇〇〇 譲渡人 上里町〇〇△△△ 〇〇〇〇氏外3名です。土地の所在は大字〇〇△△△外4筆 10,483㎡になります。地目は田、権利内容は1年間の賃貸借権設定、転用目的は砂利採取です。形態は新設、申請地は農振農用地になります。砂利採取後の農地への復元、近隣への配慮等の条件を付けて進達予定です。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたが、岩田保委員が議事の関係者であることから、審議に加わることはできませんので、まずは1番の案件を除いた審議といたします。それでは2番の案件から順番に、担当地区の委員より現場確認の報告をお願いいたします。</p> <p>2番について 問題ありません。</p> <p>3番について 問題ありません。</p>
--	--	--

	塚本 房雄委員	3番について、 問題ありません。
	塚本 房雄委員	4番について、 問題ありません。
	相川 和明委員	5番について、 問題ありません。
	安原 和夫委員	6番について 現場を確認しましたところ半分くらい現在麦が植わっていました。気になったのは、搬入道路はどこを通 るのかというところが疑問に思いました。
	事 務 局	搬入路につきましては、今回の〇〇〇〇(株)のプラントが今回の申請地の北側になりまして、直線距離では かなり近い所がありますが、こちらにアクセスするのに、ダンプが通る道というのは、プラントからダンプ が出まして17号の勝場の歩道橋の所に〇〇工業がありますが、そのところから県道を南下します。真下と 天神の間を歩いていきます。ずっと下がってきまして昔がえりさんの信号の所にきましたら、昔の積産道路 と言うダンプ道がありましたが、それをスマートインターチェンジに向かいまして、スマートインターチェ ンジまで来ましたら、シェリエがありますが、その土手沿い道を北上し、ずっと回り込んで南側からアクセ スをするということです。直進では近いのですが時計回りに通ります。一部通学路的なものもあるのかなと 思います。その件につきましても、何か所か砂利採取をしていると思いますが、その安全面等々は気をつける よう、そういった内容は順次お伝えしていきたいと思っております。
	議 長	よろしいでしょうか。質疑のある方は順次発言をお願いします。

	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	続きまして、1番の審議に入りますが、岩田保委員におかれましては、本人が議事の関係者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席をお願いします。
		《岩田保委員退席》
	議 長	それでは1番の案件につきまして、担当地区の委員より現場確認の報告をお願いします。
	間々田秀造委員	1番について 問題ありません。
	議 長	質疑のある方は、順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。
	議 長	事務局に申し上げます。岩田保委員の復席をお願いします。

<p>日程第5 議案第8号 上里農業振興地域整備計画 の変更について</p>	<p>議 長</p> <p>産業観光係主査</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">《岩田保委員復席》</p> <p>日程第5 議案第8号 上里農業振興地域整備計画の変更について提案申し上げます。町担当者による説明を求めます。</p> <p>議案第8号の説明をさせていただきます。議案書8ページをお開き下さい。</p> <p>本日までご審議いただく案件は、上里農業振興地域整備計画のうちの農用地から農業用施設用地への用途区分の変更の案件でございます。資料をお開き下さい。申し出の所在地でございますが、上里町〇〇〇〇 ▽△△△外1筆、場所につきましては10ページをお開き下さい。地目は畑、面積は合計1,835㎡、目的は農用地から農業用施設用地への変更、計画内容は農作業場の申請でございます。事業計画者は長野県の〇〇〇〇〇〇〇でございます。この法人は平成18年に設立され長野県、山梨県で露地野菜を栽培して参りました。平成27年夏からは、上里町で上里出荷組合と白菜の収穫、出荷作業の委託業務を始めております。現在ではブロッコリーを中心に野菜の自家生産も行っております。長野県や山梨県では冬季は極寒の地域があるため農閑期にあたります。上里町で栽培した冬季野菜を長野県などへ確立した流通販売網に乗せ活用し販売するために申請するものです。そうしまして野菜の出荷調整所及び資材置場とするものです。また、コンテナ型冷蔵庫や農業用の機械類の置場を併設する予定であります。現在はこの集荷調整を養鶏場の跡地の一部で行っておりますが、面積が狭く、外の方も使用しているなど非効率な作業環境でございます。その為、今回の申し出に至りました。</p> <p>以上で町担当者による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p> <p>質疑がないようならば、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
--	---	---

[そ の 他]	議 長	ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議 長	～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。
	議 長	以上で全ての議案の審議を終了します。
	議 長	続きましてその他について事務局よりお願いします。
	事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・活動記録簿について ・次回の定例総会について 令和4年4月25日（月）午後1時30分から
[開 会]	会 長 代 理	全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和3年3月25日

議 長

印

(戸矢 活夫 委員)

署 名 人

印

(蓮 博政 委員)

署 名 人

印